

境港の特定利用港湾への追加について

1. 主な経過

- 令和6年11月22日 国から境港管理組合に「円滑な利用に関する確認事項」締結の申し入れ
11月27日 境港管理組合から関係自治体に対して意見照会
12月12日 防災地域建設委員会に意見案を報告
令和7年1月16日 島根県から境港管理組合に対して意見を回答
1月17日 防災地域建設委員会で県の意見を回答した旨を報告
1月30日 境港管理組合から国に対し、港湾管理者及び関係自治体の意見を提出
2月5日 国から境港管理組合に対して、意見に対する回答
3月19日 境港管理組合から国に対し「異存ない」旨回答
4月1日 境港の特定利用港湾への追加を閣議決定

2. 国に提出した意見と回答

境港管理組合から提出した意見 (令和7年1月30日)	国から境港管理組合に対する回答 (令和7年2月5日)
(1) 平時における訓練等での港湾施設の利用にあたっては、民生利用に影響を与えることがないよう十分な時間的余裕をもって調整を行うこと。	(1) 平素における訓練等での利用については、「円滑な利用に関する枠組み」に基づき構築する「連絡・調整体制」を活用して、自衛隊・海上保安庁が計画している主要な訓練等の情報をインフラ管理者にあらかじめお示しし、意見交換を行うなど、早い段階から必要な調整を行うことにより、民生利用に十分配慮して実施してまいります。
(2) 港湾利用者及び港湾管理者に負担が生じた場合には費用の補填等について真摯に対応を行うこと。	(2) 自衛隊・海上保安庁による利用は、民生利用に十分配慮して実施してまいります。 その上で、仮に自衛隊・海上保安庁による利用により、民生利用に影響が生じた場合には、関係法令等に基づき、インフラ管理者と緊密に連携し、適切に対応してまいります。
(3) 自衛隊及び海上保安庁の船舶の利用にも資するよう、境港港湾計画に基づく <u>インフラ整備を促進する</u> とともに老朽化対策予算の拡充を図ること。	(3) <u>境港が「特定利用港湾」となった場合は、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の利用にも資するよう、安全保障上の観点からの重要性も加味しながら、事業のより着実な推進に努めます。</u> 老朽化対策についても同様であり、施設の老朽化状況等を踏まえ、必要な予算の確保に努めてまいります。

<p>(4) この枠組みによって<u>地域に不安を生じさせないよう関係自治体及び港湾管理者への丁寧な説明を行うこと。</u></p>	<p>(4) <u>これまで、主要な訓練等を実施する場合には、事前にインフラ管理者や関係自治体への説明を実施してきており、「特定利用港湾」となった後も引き続き、地域の方々が不安に思うことがないように、丁寧な説明に努めてまいります。</u></p>
<p>(5) <u>他の空港や港湾の整備に支障が生じないように、必要な予算を確保すること。</u></p>	<p>(5) <u>「特定利用空港・港湾」以外の空港、港湾についても、必要な予算の確保に努めてまいります。</u></p>
<p>(6) 「円滑な利用に関する確認事項」は、米軍による港湾施設の利用及びその円滑化に利用しないこと。</p>	<p>(6) 「円滑な利用に関する確認事項」に基づく利用調整の対象は、自衛隊・海上保安庁による利用です。米軍はこれまで、我が国の民間空港・港湾を利用してきており、「特定利用空港・港湾」とした空港・港湾についても、他の民間空港・港湾と同様に、利用することは考えられますが、米軍による利用調整については、「円滑な利用に関する確認事項」に基づき実施することはありません。</p>

下線（ゴシック）箇所は島根県から令和7年1月16日に境港管理組合に提出した意見

3. 全国の特定利用空港・港湾の状況

今回、新たに3空港及び5港湾が追加され、全国の特定利用港湾・空港は14道県の11空港・25港湾（令和7年4月1日時点）

※北海道（函館空港、函館港、白老港）、石川県（金沢港）、和歌山県（南紀白浜空港）、鳥取県（境港）、大分県（大分空港）、沖縄県（平良港）を追加

